

# 現所有者申告書

年 月 日

(あて先) 茅ヶ崎市長

※現所有者代表者の方の署名をお願いします。

現所有者 (代表者)  
(自 署)

氏名 **茅ヶ崎 二郎**

固定資産 (土地・家屋) の所有者の死亡に伴い、茅ヶ崎市市税条例第 49 条の 4 の規定に基づき、この 3 に規定する「現所有者」を次のとおり申告します。

本人確認書類の写しを添付してください。

届出区分		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更															
所有者 (死亡者)	フリガナ	チガサキ タロウ		義務者番号 (*記入不要)													
	氏名	茅ヶ崎 太郎		単 ・ 共													
	死亡時の住民登録地 (住所)	〒 253-0061 茅ヶ崎市南湖 1 丁目〇〇〇〇															
	死亡年月日	□□ 年    ○○ 月    △△ 日		未登記家屋 有 ・ 無													
現所有者 (代表者)	フリガナ	チガサキ ジロウ	続柄	義務者番号 (*記入不要)													
	氏名	茅ヶ崎 二郎	長男	所有者 (死亡者) との続柄													
	住民登録地 (住所)	〒 231-〇〇〇〇 横浜市中区〇〇〇〇															
	個人番号 (法人は法人番号)	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">3</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">-</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">4</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">5</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">6</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">7</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">-</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">8</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">9</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">0</td> </tr> </table>		0	1	2	3	-	4	5	6	7	-	8	9	1	0
0	1	2	3	-	4	5	6	7	-	8	9	1	0				
納税義務者 (代表者以外の相続人)	氏名	続柄	住民登録地 (住所)	義務者番号 (*記入不要)													
	茅ヶ崎 梅子	妻	茅ヶ崎市南湖 1 丁目〇〇〇〇														
	藤沢 桃子	長女	藤沢市〇〇〇〇														
	(※代表者以外の法定相続人を全てご記入ください)																
	相続登記及び相続放棄について丸印をつけてください																
備考	該当するものに○をしてください。 1. 相続登記について    登記済    ・ <b>登記中</b> ・    登記予定 (    年    月頃)    ・    未定 2. 相続放棄について <b>無</b> ・    有 (相続放棄申述受理通知書を提出してください)																

(注)

1. 賦課期日 (毎年 1 月 1 日) において、相続登記がされない場合は、申告書に記載の現所有者 (代表者) へ納税通知書をお送りします。提出にあたっては、相続権利者全員と相談の上で提出してください。登記がされるまで、各相続人は連帯して納税義務を負うことになります。
2. この現所有者申告書は固定資産の課税処理に係るものであり、相続登記、相続税の申告とは関係ありません。
3. 未登記家屋の所有者変更については、別途手続きが必要になります。
4. 法定相続人以外が代表者となる場合は下記の書類の写しを提出してください。
  - ・ 遺言書 (自筆遺言書は家庭裁判所で検認済のもの)
  - ・ 遺言書情報証明書 (法務局の自筆証書遺言書保管制度を利用している方)

上記のとおり届出がありました。

課 長	課長補佐	担 当	起 案	権利移転	有 ・ 無
			決 裁	入 力	
			施 行	確 認	